



# 共同実施だより

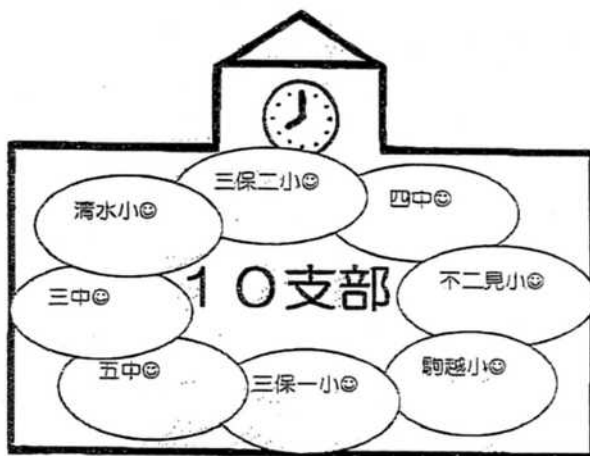
創刊号

平成19年5月1日 発行  
10支部共同実施会(経営サポート班)

## 支部による学校事務の共同実施

静岡市では17年度より「学校事務の共同実施」を行っており、活動は主に支部ごとに進めています。

今年度、10支部では各校の「校内会計システムの定着」を目指し、その取り組みの1つとして、教職員向けの「共同実施だより」の発行を計画しました。年間6回の発行を予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いします。☺



校内会計システム  
**Step1**  
公金って何??  
準公金って何??

学校における「公金」「準公金」等の管理は、適切に行われてますか?でも・・・

そもそも 公金って何?準公金って何?

平成16年1月19日付 教教総第425号 教育長通達「学校における準公金等の管理について」資料1により、「公金」「準公金」の定義が示され、学校が保護者から集める「学校預かり金」も「準公金」として公金に準ずる適正な処理を行うよう、指針が示されました。

公金	準公金
示達予算(教育費・小中学校費)	給食費
交付金・補助金	学年費
就学援助費	積立金
遠距離通学費	児童会・生徒会費
就学奨励費	PTA会費
証明書手数料	廃品回収・リサイクル費
	学生協割戻金

校内会計システム  
**Step2**  
公費・私費の区分  
ってどうなってるの??

### 公費(市費)

静岡市教育委員会より予算内示され学校運営全体に支出する諸経費

### 私費(預り金)

児童生徒に個人に、直接又は間接的に還元されるもので、預り金として校長が保護者から預かる経費

公費・私費の区分表は裏面参照

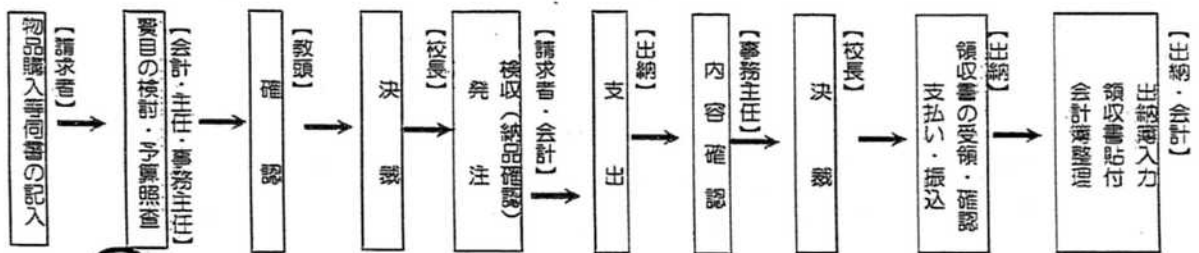
# 公費・私費区分表

公費負担（市費）		私費負担（預り金）	
建物の維持修繕に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨漏り、ガラス破損、水漏れ等の補修費</li> <li>機械設備等の保守及び補修費</li> <li>建造物に塗るペンキ類</li> </ul>	児童生徒個人の所有物にかかる経費で、学校・家庭のいずれにおいても使用できるものの経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノート類</li> <li>各種文房具 筆記用具・筆箱・下敷き・コンパス・分度器等</li> <li>個人用図書 参考書・辞書等</li> <li>学習用具 そろばん・楽器等少額で購入でき、衛生的見地から個人用とすべきもの。運動着・柔道着・毛筆用具・裁縫用具・絵具・彫刻刀等 工作用具・なわとび等</li> <li>補助教材 各種ワークブック・地図・テスト用紙（業者購入のもの）等</li> </ul>
学級・学年・学校単位で共用又は備付けとするものの経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>備品設備台帳に記載されている備品</li> <li>花瓶、鉛筆削り、副読本等で共用し、備え付けとするもの</li> </ul>	学年・学級特定の集団の全員が個人用の教材教具として使用するものに係る経費	
管理に要する消耗品類の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃用具類、保健室で使用する消毒、薬品費、トイレトーパー、石鹸、消毒液（プール・手洗い用）類、機器類に要するインク、用紙類、ゴム印類</li> </ul>		
教育活動等に要する消耗品備品等で児童生徒個人に還元されない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>備品設備台帳に記載されている備品</li> <li>事務用品類</li> <li>理科実験用具（試験管・フラスコ類） 薬品、球技用ボール、FD、ビデオ、カセットテープ類</li> </ul>	教材教具そのもの、又はそれから生ずる利益が直接、児童生徒個人に還元されるものの経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習材料 書道の半紙、画用紙、調理実習食品材料、工作材料、被服手芸材料等</li> <li>学習活動 遠足、修学旅行等</li> </ul>

校内会計システム  
**Step3**  
購入・支払いはどのような手順で??

## 留意事項

- ① 予算執行状況の正確な把握と起案漏れによる未払いを防ぐため、同書は必ず購入する前に起案する。
- ② 立て替え払いは原則として行わない。
- ③ 同書は費目ごと別葉とする。



**しおり作成上の留意点**

- 1 引率者の氏名・職名は必ず記入
- 2 集合時間・解散時間・起床時間・就寝時間を明記

印刷をする前に一度、事務職員へ見せてもらえると助かります

## 購入等の伺いは、事前にとりましょう!

そろそろ学校によっては、宿泊訓練や修学旅行が実施される時期ではないでしょうか。今回は活動のしおりを作成上、特に気をつけていただきたいことをお知らせします。

## なぜ??

「特殊勤務実績簿」や「勤務時間の割振り実施届」の根拠書類となるからです。